

（仮称）千葉県温室効果ガス排出量の報告に関する条例骨子（案）に係る意見 募集結果について

平成20年2月13日
環境生活部環境政策課
電話 043(223)4139

（仮称）千葉県温室効果ガス排出量の報告に関する条例骨子（案）について、県民の皆様からの御意見を募集いたしました。御協力いただきありがとうございました。

しかしながら、県の目指す方向については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」等の改正により、制度化される見通しとなり、2月議会の提案を見送ることとしましたので、お知らせします。

なお、意見募集でいただいた御意見は、今後の温暖化対策の参考にさせていただきます。

1 意見の募集期間

平成19年11月29日（木）～12月19日（水）まで

2 意見の提出状況

（1）意見提出者 49名

（2）延べ意見数 57件

（3）提出方法 電子メール（39名）、ファクシミリ（8名）、持参（2名）

（4）意見の概要 別紙のとおり

3 参考

（仮称）千葉県温室効果ガス排出量の報告に関する条例骨子（案）について

提出された意見の概要

NO	意見の概要
1	省エネ法の改正が検討されており、国の動きを踏まえるべきとの意見（1件、3名）
2	国の制度の対象外である事業者や家庭部門に対し積極的に取組むべき、国の制度との整合性を図るべき等との意見（8件、57名）
3	もっと県民が参加できるような内容を盛り込むべき、対象事業者をもっと拡大すべき等、制度の拡大に関する意見（4件、4名）
4	もっと県の責務を明確にする等、県や県民の責務に関する意見（3件、5名）
5	本制度が十分機能するには、削減量を正しく評価すべきといった意見（1件、6名）
6	国に提出している場合そのデータを活用できるようにするなど事務の軽減、中小規模の事業者の説明会を設ける等、事業者への配慮に関する意見（3件、11名）
7	1990年も基準年とすべき、計画期間は状況の変化に対応できるようにすべき等計画及び実績の提出に関する意見（13件、22名）
8	特定地域の排出量情報を単純に公表することは誤解を生じる等、公表制度に関する意見（5件、7名）
9	排出量情報を国と同様に保護すべき等の意見（5件、8名）
10	温室効果ガス排出の状況は、産業活動の向上など社会的指標の伸びも考慮すべき等、条例制定の背景の記述に対する意見（2件、5名）
11	その他（12件、13名）

※ 今回は、個別に回答を行わないため主な項目を掲載しております。
 また、件数は同様な意見をまとめて1件とし、人数は延べの人数を記載
 しています。